

## 令和5年度中央市女性デジタル人材育成・就労支援業務委託 仕様書

### 1. 委託名

令和5年度中央市女性デジタル人材育成・就労支援業務委託

### 2. 業務の目的

本業務では、本市における出産や子育てなどで長期間離職している女性やパート等非正規雇用で副業、起業を検討している女性を対象に、国が策定した『女性デジタル人材育成プラン』に基づくデジタル分野のスキルを持った人材を育成し、育成した人材が活躍するための就業や起業の支援を行うことを目的とする。

### 3. 委託期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

### 4. 委託上限金額

2,937,000円（消費税及び地方消費税を含む）

### 5. 業務内容

業務内容は下記を想定しており、具体的な内容については提案事項とする。

#### (1) デジタル人材モデルの設定

目標とするデジタル人材の設定、設定した人材に必要なスキル及び対象の設定

#### (2) 参加者の募集・受付・管理

参加者の募集、受付及び管理の実施

#### (3) 人材育成業務の実施（5回程度）

「(1) デジタル人材モデルの設定」にて設定した人材を育成する業務の実施

#### (4) 就業・起業の支援

参加者が就業もしくは起業するための支援の実施

#### (5) 事業内容検証・課題整理

事業内容及び事業成果の検証の実施、課題整理の実施

#### (6) 参加者のサポート

参加者に対するサポートの実施

#### [共通事項]

- ・『女性デジタル人材育成プラン』に基づき、社会で必要とされるデジタル人材を把握し業務を実施すること。
- ・業務に必要なものはすべて受託者で手配、管理すること。
- ・業務の参加費用はすべて無料とすること。

- ・参加者は、中央市在住の女性を想定しているが、具体的な対象は提案事項とする。
- ・セミナー等実施する場合に使用するソフトウェアは原則、無償のものとし、参加者に金銭負担をかけないこと。

## 6. 業務の実施体制

受託者は、業務を円滑に進められるよう適切な人員配置を行い、市と緊密に連携を取りながら、業務を進めることとする。

## 7. 成果品及び納入場所

本業務報告書 紙媒体 2部及び電子媒体 1部

提出場所 中央市役所 企画課（中央市臼井阿原 301番地1）

## 8. 委託料の支払い条件

完了払いとし、発注者は受託者から提出された報告書により、業務の執行を確認した後、受託者からの請求に基づき、支払いを行う。

## 9. 個人情報保護

本業務を通じて取り扱う個人情報については個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び中央市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年中央市条例第18号）に基づき、適正に取り扱うこと。また、受託者は本業務を履行する上で個人情報の漏えい等、安全確保の上で問題となる事案を把握した場合には、直ちに被害の拡大防止等のための必要な措置を講ずるとともに、市に事案が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び本人への対応等について直ちに報告すること。

## 10. その他

- (1) 本事業は地域女性活躍推進交付金を活用して実施する事業であるため、関連する法令等を十分理解し、適切に実施すること。
- (2) 受託者は、業務の進行状況等を定期的に報告するほか、市担当者の求めに応じて報告を行うものとする。
- (3) 業務の目的を達成するために、市担当者は業務状況・進行状況に関して必要な指示を行うものとし、受託者は協議の上で、この指示に従うものとする。
- (4) 受託者は、業務上知り得た情報について、許可なく外部に漏らしてはならない。また、本業務終了後も同様とする。
- (5) 業務の目的を達成するために、その他、本仕様書に明示されていない事項で必要な作業が生じた際には、双方協議の上決定する。